

公共施設等総合管理計画を策定して感想は

市長／統廃合などを含め、市民の理解をどう得るかが一番の問題だ



吉田幸一郎 議員

行政改革について

議員 公共施設等総合管理計画策定による、現状での課題と今後の方向性は。

市長 全国の自治体の平均と比べて、約2倍の施設を有している。今後は維持管理の増大と膨大な建て替え費用が必要になる。その為、老朽化が著しい建物や、利用が極端に少ない施設などは、統合や廃止を含めて検討を進め、それぞれの施設について、建て替えや統廃合を含んだ個別計画を策

定する。この計画の実施については、いかに住民サービスの低下を抑え、利用される市民の理解を得ながら進められるかが大きな課題となる。しかしながら、本市の将来の予測人口や、財政状況を踏まえると、一部の施設の統廃合は避けられない状況にあり、進めていかなければならない。

農林水産業について

議員 土地改良事業は、大変重要な事業である。しかしながら、昨今、豪雨による氾濫が非常に心配されている。諏訪土地改良による、流末処理の要望はどうなっているのか。

農林水産部長 昨年の6月の時点では、完成していなかったが、現在では8カ所の調整池を整備し1カ所は、4千トン級の調整池を整備した。県と協議しながら被害がないように、いろんな対策を講じていく。

建設部長 上市場地区については、平成26年に国



上市場自治会市道側溝集水ますの現況

道より下の水路の断面を70cmの直径を1mの水路に改修をした。国道より上のほうの市道の側溝、集水ますの改修を現在発注している。下市場区域については、水路の壁のかさ上げを、平成22年〜28年にかけて関係者と協議しながら、部分的なかさ上げを行ってきた。今後も、かさ上げの要望を受けた下流域の船川地区については、旧町時代に改修済みの水路であり、その辺は、地元と色々な調整をして、対応をしていかなければならないと考えている。この前の地元関係者との協議ではできれば抜本的な改修との要望があった。

就学援助制度の法的根拠は

教育長 / 憲法・教育基本法・学校教育法である



桑原幸治 議員

就学援助制度について

議員 憲法その他の法的根拠は。

教育長 日本国憲法第26条第2項では、「義務教育は、無償とする」と規定している。これを受けて教育基本法にも規定がある。学校教育法第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないと定められている。

議員 援助対象となる、「所得のめやす」を大幅に引き上げたのは。

教育次長 平成28年4月から、生活保護認定基準が1.2ポイントから1.3ポイントへ拡大した。これに伴い「めやす」を引き上げた。

議員 「めやす」が給与所得者は収入、事業所得者は所得というのでは、給与所得者が明らかに不利である。所得で統一すべき。

教育次長 協議を重ね、平成29年度から、給与所得者も所得額に統一した。

議員 この件で保護者に対し訂正の「お知らせ」を配布すべきではないか。

教育次長 今月中に保護者へ配布したい。

議員 新入学児童・生徒に対する入学準備金の支給と支給時期については改善されたか。

教育次長 新入学学用品費については、平成29年度の入学者分から、2月中に支給した。また、金額面でも、国の要保護世

帯への援助額が約2倍に引き上げられた。要保護世帯についても、予算成立後は速やかに差額を支給する。

議員 就学援助申請書は全世帯に配布すべきではないか。

議員 教育委員会の努力を評価する。

教育長 今後も子育て世代をしっかりと支援していく。

※他に、ヒバクシャ国際署名、9条改憲問題、国保運営の県への移管などについても質問した。

就学援助の対象となる所得のめやす*南島原市大幅引き上げ

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
平成29年度	215万円	284万円	335万円	380万円	407万円
平成28年度	185万円	221万円	259万円	308万円	354万円

準要保護児童生徒援助費（南島原市）

区分	年度	小学校	中学校
新入学児童・生徒の学用品費等	平成29年度	40,600円	47,400円
	平成28年度	19,900円	22,900円